

鹿児島工業高等専門学校創造デザイン工学科転類に関する申合せ

令和8年4月28日

教務委員会裁定

(目的)

第1条 この申合せは、鹿児島工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第20条に規定する転類について、必要な事項を定める。

(資格)

第2 転類を届け出ることができる者は、学則の規定の他、次に掲げる各号に該当する者とする。

- (1) 明確な転類希望理由があること
- (2) 当該年度後期中間試験までの成績が学年の上位20%以内の成績であること
- (3) 転類について、保護者の同意を得られていること

(手続き)

第3 転類を希望する者（以下「転類希望学生」という。）は、転類願（別記様式）、理由書（任意様式）及び担任所見（任意様式）を当該年度の1月末日までに教務係を通じて校長へ提出する。ただし、特段の事情があると教務主事が判断する場合は、期限を延長して受理することができる。

第4 校長は、受理した転類願等を確認し、その選考について、転類を希望された類（以下「転類先類」という。）の類長へ、付託する。

第5 転類先類は、転類希望学生の学年末試験での学力及びその他類の状況等を総合的に勘案することとし、類にて審議の上、進級判定会議後3日以内に校長へ審議結果を答申する。

(許可)

第6 校長は第5による答申に基づき、転類の可否を決定し、学年末試験成績と併せて転類希望学生へ通知する。

附 則

この申合せは、令和8年4月28日から施行する。

別記様式

類 長	学 級 担 任

転 類 願

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

創造デザイン工学科

類

年(学籍番号)

氏 名

(自署)

保護者等

学生との関係 ()

(〒)

住 所

氏 名

(自署)

下記事由により転類したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1. 転類先類及びコース名

[]類 [

]コース

2. 転類理由

(備考)

1. 第2学年までに限る。
2. 理由は詳細に記載すること。